

会議録（要点筆記）

会議名	菊池環境保全組合新環境工場建設等連絡協議会 平成29年度第3回定例会議
開催日時	平成29年8月22日（火） 午後1時56分～午後3時19分
開催場所	菊池市泗水公民館 大研修室（1F）
会議次第	<ol style="list-style-type: none"> 1 開 会 2 会長挨拶 3 議 事 <ol style="list-style-type: none"> 1) 周辺地区住民説明会での意見及び組合の回答について 2) 環境保全協定の素案について 3) 先進地見学会（周辺地区住民向け）について 4) その他、意見交換 4 事務連絡 5 閉 会
会員出席者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 周辺地区住民代表 計15名 ・ 構成市町（菊池市、合志市、大津町、菊陽町）環境担当課長、組合事務局長 計5名
欠席者	3名
事務局	建設推進課職員 7名
傍聴者数	0名
会議資料	<p>会議資料（A4サイズ：5枚） 環境保全協定検討資料（A4サイズ：13枚、A3サイズ：1枚） 先進地見学会申込書（A3サイズ：1枚）</p>

1 開 会 （司会進行：建設推進課長）

2 会長挨拶

3 議 事 （会長が議長となり議事を進行）

1) 周辺地区住民説明会での意見及び組合の回答について

【会員】

意見なし。

2) 環境保全協定の素案について

【会員】

熊本県下の清掃工場の保全協定が結んであると思うが、その内容はどのようなになっているか。

【事務局】

熊本市や八代市など最近出来たところを調べてみたが、協定は交わしていないとのことだった。県外の事例も調べたが、とある施設では協定書を交わしているものの相手方があることなのでお見せ出来ないとのこと。

【会員】

表の4行目の丙の設置目的及び役割のところ、各代表者等で組織し、となっているが構成メンバーなどはまだ事務局として考えていないのか。

【事務局】

来年度の4月以降、工事が始まるので新組織の発足もそれに間に合わせるように新年度になったら間髪入れずに設立総会をしたいと考えている。どのような人選、代表者の選定の仕方にしていくかは連絡協議会の下半期の議題として出させていただきたい。

【会員】

運営について必要な事項は管理者が定めるということになっているが、管理者というのは具体的には組合になるのか。それであれば、そうはっきり明示したほうがいいのではないか。

【事務局】

菊池環境保全組合の管理者ということで2市2町の首長のことになる。丙の設置及び運営について必要な事項というのは、組織を設立するにあたって事務手続きのことを示唆しているものになる。表現は少し煮詰めたい。

【会員】

相互支援のところ協定団体の一般廃棄物を処理するとなっているが、協定団体の範囲について考えはあるか。

【事務局】

具体的にあるわけではないが、広域でごみを処理すること自体は国が推奨してい

る。先ずは2市2町のごみ処理が第一で、そこが疎かになってしまうと本末転倒だが、非常時には無理をしない範囲でよそのごみ処理も手伝いたい。

【会員】

他の自治体と事前にごみ処理相互支援協定を締結するのではないのか。

【事務局】

事前に結ぶということもある。非常時の要請は別としてお互いに予め助け合うための協定を通常時から結んでおくということも想定している。

【会員】

今日の会議はここに示してある素案の内容を協議していくのか。

【事務局】

この素案について協議をしていただき、色々のご意見を出していただきたいというのが今日の趣旨である。

【会員】

相互支援の協定団体については今のところ未定ということか。

【事務局】

未定である。

【会員】

分別収集のところで、甲はごみの再資源化と可燃ごみの軽量化を図るためとあるが、ごみの再資源化は取り扱うのか。

【事務局】

現在、美化センターで行っている資源ごみのリサイクルのことであり、新ごみ焼却施設のこととは直接関係ない。全体の話として定義している。

【会員】

施設の建て替え等のところで、この建て替えの定義を入れる必要があるのではないかと思う。丙と協議するのであれば協議会と取り決めを交わしておかないと後々誤解を生むのではないかと思う。

交通安全と交通対策の（3）だが、業者の車両についてはよいが、一般車両も当然利用するのでその辺の調整や年末年始の車両の搬入時間等についても、配慮があったほうがよいのではないか。

甲は工事期間中の工事関係車両及び新施設稼働後にごみを搬出入する車両（以下「関係車両」という。）の交通ルート及び安全対策について、とあるがこれは一般車両も含むのか。

【事務局】

この交通安全と交通対策の項で述べている関係車両は登録許可業者と工事関係車両

など組合が指導できる車両を関係車両という表現にしている。一般車両については、住民説明会の中でもお願いをしていくよう説明してきたが、この協定にどのように盛り込むかについては、当然組合と市町の取り組みとして検討していく。

【会員】

F 衛生組合の第15条の第4項に交通整理員の配置というのが書かれているが、交通整理員の配置について考えているか。

【事務局】

少なくとも工事期間中は配置するが、その後については状況を見てからということになる。

【会員】

F 衛生組合の協定も建設後のことでしょうか、建設後の交通整理員というのは二子区のほうで話されていましたが、脇道が入ってくる車両もあるということでその辺を今後検討されていくとよいかと思う。

施設への立ち入りのところで、関係者の施設への立ち入りについては見学者は別か。

【事務局】

ここで言う施設への立ち入りは、監視体制のところに入れているが、一般的に施設を見学するものではなく、特に丙である保全協議会のメンバー等が適正に運営されているのかといった視点で入る立ち入りをイメージしている。一般的な見学者の対応とは違う。

【会員】

その他の協定の期間で周辺住民への対応、損害賠償の規定についてはこの限りでないということだが、この協定はいつまで有効なのか。

【事務局】

住民の方々への対応と損害賠償というのは性質的に期限を決めるものではないと思う。中身しだいと思うが、解決するまでと思っている。

【会員】

N 衛生組合の協定書の第9条で焼却炉廃止時点までという表現になっていて期限が決められている。稼働期間が20年なので25年経って、問題が発生した場合はどうするのか。

【事務局】

老朽化して、建て替えが直ぐに始まるとか、もう暫くしたら運転が止まるという間際になって問題が発生し、組合と損害賠償の折衝が続いている状態であっても、運転を止めたからこの損害賠償の話はもう終わりということにならないようにしたいと考えている。

【会員】

排ガス協定値については、法令基準を下回っているが、他の参考事例と数値を比較してみると、硫黄酸化物については他の事例の方が低くなっている。排ガス規制などは独自の設定で厳しく設定しているということなのか。法定基準の数値だから何も問題ないということではないだろうが、例えば騒音や振動の測定値の設定の仕方はSクリーンセンターの例しか出ていない。音自体の音量が60、65というのがどれくらいの音量か感覚的に分からない。電車のガード下で80、90なのでそれより低いというのは認識できる。

【事務局】

どれくらいの音かと言われるとなかなか難しいが、分かり易い具体例を用いて説明するのは勿論、今後色々な説明をする際にそのような説明の仕方をしていきたいと思う。硫黄酸化物の協定値は別表に結果しか載せていないが、硫黄酸化物の数値の設定の仕方は標高や煙突の高さで違ってくる。低かったり高かったりするものは施設の規模や煙突の高さで決まる。よその数値との違いはそういうことである。

【会員】

窒素酸化物についてはSクリーンセンターやF衛生組合は半分になっている。どうい害があるのかもよくわからない。

【事務局】

施設の規模が大きいと厳しくできるし、規模が小さくなっていくほどあまり厳しくできないということになる。

【会員】

自然の中にある硫黄酸化物や窒素酸化物の数値を測定していると思うが、その数値はどうなっているか。

【事務局】

現在、環境アセスメントの準備書をホームページに掲載しているが、専門性が高く見る人が見ないとよく分からない。現状が何もない状態でこういう数値になっていて、新しく建てる工場から出る排ガスの成分はこんな予測だから負荷はこれくらいになる。という構成になっており、そういう説明をこの協定書を結ぶ上でやるのはどうかと考えている。

【会員】

協定書はよいが、素人がこの数値の妥当性を見る場合に、現状何もしなくても自然界ではこういう数値になっていて、実際に協定を結ぶ協定値はこのような数値になりますという説明を今後していただくとありがたい。

【事務局】

車が通る度に窒素酸化物が出るが、現状値とこの協定値を前提に稼働した時に窒素

酸化物がどれくらい出るかということも調査の結果が出ている。その結果影響は小さいということで生活環境への影響はないと考えている。

【会員】

交通安全対策の2項、3項で、求めるものとするという文言になっているが、求めるだけで言うことを聞かなくてもいいということになる可能性があるので言いきってほしい。求めるという言葉が消してほしいが問題があるか。

【事務局】

これはF衛生組合やN衛生組合を参考にしているのでこういう表現にしているが、言いきる形にしたい。

【会員】

立会人のところで、立会人は2市2町の代表者のことを言っているのか。

【事務局】

市長、町長のことを言っている。

【会員】

任期があるので交代する可能性がある。そこを明快にしておいたほうがよいのではないか。

【事務局】

それはその時の市町長に立会人をお願いする。交代されても新しい方に責任を持ってもらう。

【会員】

不燃性残渣とあるが、どのようなものになるのか。

【事務局】

不燃性残渣というと分かりにくいですが、お茶碗屑やガラス屑などの不燃物の破砕物になる。それと焼却残渣は焼却灰ということになる。

【会員】

不燃物の回収はしないということか。

【事務局】

ご理解のとおり。

【会員】

目的と理念のところで、健康と書いてあるが健康を担保できるのか。また、周辺地域の良好な生活環境を保全するとあるが、この目的の部分の住民の安心安全と環境保全というのは同じようなことだと思う。目的なので明確に簡単に述べるのがよいと思う。

安定稼働の維持に努め、とあるが、これは当たり前のことである。稼働する施設の

管理と改善だと思う。

周辺地域の生活環境と安全について配慮し、適切な措置を講じるものとする。とあるが、これも適切という言葉が出てくる。適切とは具体的にどういうことか。場面しだいで違うと思うが目的に沿った文言を使うこと。

甲乙丙がどのように連携を保つかということがわからない。工場の安定的な稼働を行うために色んな障害が出てくると思う。そのために関係する甲乙丙の連携が必要だと思う。

【会員】

環境保全協定の基本理念ということであれば地域住民の安全安心というものをキープすることが基本理念だと思う。もし書くのであれば周辺地域への生活環境と安全について配慮し、且つ安定稼働も維持するという感じだと思う。

【事務局】

安定稼働そのものは住民というよりは組合自身が責任を持って当然やっていくもの。書くまでもない。

【会員】

事務局作成の素案は丁寧過ぎる。もう少し簡単に作ってもよいのでは。

【事務局】

確かにあまり細かく書き過ぎているかもしれない。全体的にもう少しシンプルに変更し次回の定例会でお示ししたいと思う。

【会員】

環境保全協定の項目に土壌も追加してもらえればと思う。

【事務局】

合志市ではF工業団地にメッキ工場という業種での企業進出があったため土壌まで含めた公害防止協定を結んだ経緯はあるが、今回の新環境工場の場合は土壌という項目は該当しないものと考えている。

【事務局】

今回の施設は処分場から放流しないので何も影響はない。仮にあるとすれば焼却施設の排ガスだが、排ガス自体も法令の基準があるのでそれを守っていれば土壌に影響するというはまず無いと思う。

【会員】

例えば地下水の数値があるが、地下水から土壌汚染というのは考えられないのか。

【事務局】

処分場から放流すれば可能性はあるかもしれないが、放流しないので大丈夫であり、地下水の検査はあくまでも処分場から汚水が漏れていないかの確認をするための検査になる。

3) 先進地見学会（周辺地区住民向け）について

【会員】

9月の区長文書配布は少し早いような気がする。9月1日に配付しても2ヶ月あるので10月の配布のほうがいいのではないか。申込みの締切りが10月16日となっているがこれを20日くらいにはいかかがか。

【事務局】

申込後に見学者の決定や、決定者への通知など事務作業の手間を考えると日程的に厳しいと判断して9月の配布で計画している。また今回は児童・生徒の参加も想定している。保護者同伴で子供さんの参加もOKとしておりその辺の確認作業と調整する時間をいただきたい。

【会員】

10月16日の申込締切りをもう少し前倒して9月末ぐらいの締切りにしてはどうか。

【事務局】

9月の区長文書で配付し、9月末締切りにしたいと思う。

4) その他、意見交換

～ 事務局より会員研修の開催について打診 ～

【事務局】

日程については、9月25日の週を中心に研修先の都合も考慮し、前後の週も含めて調整しお知らせする。

4 事務連絡

【事務局】

～ 環境アセス住民説明会の開催日程についてお知らせ ～

～ 次回定例会日程については、三役で検討してお知らせすることです承 ～

5 閉会